

往診のため、指定医療機関が自家用車を使用した場合の燃料代の算定について

(見直しの概要)

<現状>

医療機関が自動車により往診する場合の燃料代については、全国一律にその価格を決めず、地域ごとに1km当たりのガソリン代を算出し、所要燃料代を認定することとなっている。

現在、本市においては、「昭和46年5月4日北九民保第785号民生局長通知（昭和55年一部改正）」により燃料代を算定し認定している。

<見直し>

昭和55年以降、燃料代の見直しをしておらず、自動車の燃費向上、ガソリン価格の変動等により、現在の燃料代が適正なものか検討した結果、以下のとおり改正するもの。

1 単価

(1) 往診距離片道2kmまで

改正前 88円(往復) → 改正後 44円(往復)

(2) 1km又はその端数を増すごとの加算

改正前 44円(往復) → 改正後 22円(往復)

※ 燃料代の算定方法：「生活保護手帳別冊問答集（第3医療扶助実施方式問57）」による。

・1L当たり単価（小売現金取引価格）：市契約室が契約するガソリン等石油燃料類の単価契約
(H27年1月から12月までの平均価格 138.3円)

・1L当たり走行距離：国土交通省発表の基準

ガソリン乗用自動車（乗車定員10人以下） 10.15モード

（車両重量 1266～1515kgの燃料基準値(km/L) 13.0km)

(参考) 単価算定根拠

・距離1km当たり燃料代 $138.3円 \div 13.0 \text{キロメートル} = 10.6 \div 11円$

・往診距離片道2キロメートルまで $44円 (11円 \times 2 \text{キロメートル} \times 2 (往復) = 44円)$

・1キロメートル又はその端数を増すごとに $22円加算 (11円 \times 2 (往復) = 22円)$

2 見直しの時期

毎年2月1日付改正し、4月1日以降診療分から適用する。

*ただし、ガソリン価格に大幅な変動があった場合はその都度見直す。

3 周知の方法

(1) 本庁保護課

各福祉事務所及び市医師会等関係団体に通知するとともに、市ホームページに掲載

(2) 各福祉事務所

往診等による燃料代を請求してきた医療機関等に対し通知

(参考)

・福岡県の状況 片道2キロまで80円（2キロ以上1キロごとに40円加算）

昭和55年当時のまま ガソリン価格150円+オイル代15円=165円

1L当たり走行距離8km

$165円 \div 8km = 20円$ $20円 \times 2km \times 2 (往復) = 80円$